

「路上障害物に係る事故と 道路管理瑕疵」

北海道開発局建設部 建設行政課企画係長
伊藤 政美

1 はじめに

道路管理に瑕疵があったとして、損害賠償を求められた場合、裁判では、道路管理者側に厳しい判決がなされることが少なくありません。今回は、冬期に起こりうる事故として参考になる判例を紹介し、道路管理者の責任について考えてみたいと思います。

2 判例紹介

原付自転車が凍結防止剤の袋に乗り上げて転倒した事故

(神戸地裁平成11年6月9日判決)

(一) 事実の概要

本件は、原告が原付自転車で神戸市道を走行中、路上に放置してあった凍結防止剤の袋に乗り上げて、転倒し、損害を受けたとして、被告に対し、国家賠償法2条に基づいて、損害賠償を求めた事案である。

有責 (25%過失相殺)

(二) 前提事実 (裁判所が認定した事実)

事故発生日時：平成9年12月14日午後8時45分頃

凍結防止剤の袋：縦0.55m 横0.40m 厚さ0.15mの

袋が2袋重ね置きされていた。
なお、市では、路面の凍結を予想できる場合には、職員が凍結防止剤(塩化カルシウム)を路面に散布して回るが、予想外の路面凍結に備えて、予め凍結防止剤の袋(以下「本件袋」という。)を幹線道路各所に設置して、その必要がある場合には、市民が自主的に路面に散布できるようにしていた。そして、その方法は、他の自治体でも一般に行われている方法であった。

(三) 判決要旨

- 1 被告は、本件道路の管理責任者であるから、「道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないよう努めなければならない(道路法42条1項)」という注意義務があるところ、本件道路は、本件事故発生当時、道路上の障害物(本件袋)の故に、客観的に道路が備えるべき安全性を欠如していたことは明らか。
- 2 本件袋を事前に本件道路付近に設置する以上は、その管理に意を用い、路上への落下防止、

盗難防止等に万全を尽くすべきであるのに、紐等で固定する或いは町内会等との連携のもとに本件袋の管理に万全を期することなく、安易に落下防止措置、盗難防止措置等を採用せず、かつ本件袋を2つ重ねて設置した（2つ重ねにすれば、上の袋が滑落しやすいのは明らかである。）ことにより、本件袋を本件事故現場に放置又は移動させたのであるから、この点においても、被告は本件道路の管理瑕疵責任を免れないものというべきである。

3 解説

ゆみこ：先生、今回の判決は、凍結防止剤の袋を紐で結ぶ等滑落防止措置をとることなく2つ重ねて、道路脇に設置したことに「設置・管理の瑕疵」を認めたと理解して良いのでしょうか？

先生：そうだね。おさらいになるけれど、国が国家賠償法2条の責任を負うのは、「設置・管理の瑕疵」、すなわち、公の営造物が「通常有すべき安全性を欠いている」場合だね。そして、判例によると、この「通常有すべき安全性を欠いている」とは、①危険の存在、②危険の予見可能性、③危険の回避可能性があるのに道路管理者が回避措置を採らなかったことであるとされているね。

ゆみこ：①危険の存在は、実際に事故が発生したのだから「危険が存在した」ということができますね。

先生：そうだね。では、②危険の予見可能性、③危険の回避可能性についてはわかるかな？

ゆみこ：う～ん、「袋を2つ重ねて設置すれば、上

の袋が滑落しやすいのは明らか」と判示しているので、事故の危険は予見可能であり、重ねた袋を紐で縛るなど滑落防止措置を採れば、危険は回避可能であったということだと思います。

先生：そうだね。今回の判決は、凍結防止剤の袋を道路脇に設置したこと自体が非難されているのではなく、「袋を事前に本件道路付近に設置する以上は、その管理に意を用い、路上への落下防止、盗難防止等に万全を尽くすべきで」、具体的には、「紐等で固定する或いは町内会等との連携のもとに本件袋の管理に万全を期する」といった危険防止措置を採るべきであったと判示されているね。

ゆみこ：道路管理者には常に細心の注意が求められるのですね。

先生：そのとおり。

4 おすび

冬の訪れとともに、道路管理は、スリップ、落氷雪など冬を意識した注意が求められる一方、ちょっとした注意で事故を未然に防止することも可能です。

この判例紹介が道路管理を担う皆様の一助となれば幸いです。